

令和8会計年度における協議会等開催計画（下半期分）

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	高裁事務局長事務打合せ	10月	1日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	
2	高裁総務課長等事務打合せ	10月	1日	参集(※)	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	
3	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	参集(※)	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	
4	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	参集(※)	経理行政事務全般の連絡協議	1 高裁会計課長及び同管理課長 2 高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	
5	民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せ	1月～2月	1日	リモート(ウェブ会議)	法改正等を踏まえた民事執行事件及び倒産事件の運用上考慮すべき事項について	1 各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人(執行事件と倒産事件の担当者が異なる場合は2人でも可。) 2 各地裁の次席書記官、総括主任書記官又は主任書記官のうちいずれか1人(執行事件と倒産事件の担当者が異なる場合は2人でも可。) 3 各地裁の総括執行官各1人	民事局	
6	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事事務全般に関する諸問題	1 各高裁の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地裁及び各家裁の人事担当課長等 ※高裁単位で一部合同開催予定	人事局	
7	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	参集(※)	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	
8	高裁長官事務打合せ	11月	2日	参集(※)	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	
9	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月	1日	リモート(ウェブ会議)	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	
10	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	1日	リモート(ウェブ会議)	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
11	高裁長官事務打合せ	3月	1日	参集（※）	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	
12	経理事務打合せ（高裁会計課長）	2月	1日	リモート（ウェブ会議）	経理行政事務全般の連絡協議	1 高裁会計課長及び同管理課長 2 高裁会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	
13	民事事件担当裁判官等事務打合せ	2月	1日	リモート（ウェブ会議）	改正民事訴訟法施行を踏まえた更なる審理運営改善、裁判官と書記官の協働等に関し考慮すべき事項	1 各地裁の民事事件を担当する部総括裁判官又は右陪席裁判官のいずれか1人（庁の実情に応じて各1名の合計2名としても可） 2 各地裁の、原則として主任書記官又は裁判部企画官いずれか1人 3 各高裁の民事事件を担当する裁判官及び（民事）首席書記官各1人 （柔軟で、かつ多数の傍聴も可能な形式とする予定）	民事局 総務局	

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和 8 会計年度における協議会等開催計画（下半期分）

（ブロック協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 （10月～12月）	1日	適宜の方法（主催庁で選択可）	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
2	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	原則として10月～2月	0.5日	適宜の方法（主催庁で選択可）	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） （注）主催は知財高裁	東京高裁 （知財高裁）	行政局	知財高裁で決定
3	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）（※2）	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
4	刑事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）（※2）	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官及び書記官	（合同開催）1～4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	各高裁で決定
5	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）	首席家裁調査官の執務及び家裁調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項	首席家裁調査官	合同開催を想定するが、開催地は未定	家庭局	
6	家事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	リモート（ウェブ会議）	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	合同開催を想定するが、開催地は未定	家庭局	各高裁で決定
7	新任司法委員研修会	各地裁で決定 （1月～3月）	0.5日	適宜の方法（主催庁で選択可）	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任参与員研修会	各家裁で決定 （1月～3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

※ 2 原則リモート（ウェブ会議）とする。ただし、主催庁の選択により、参集する方法を併用することも差し支えない。